

〈大切なあなたの一票を忘れずに！〉

参議院長野県選出議員補欠選挙

投票日 **4月25日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**

参議院長野県選出議員補欠選挙は、4月8日に告示され、4月25日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。国政を託す貴重な一票を、忘れずに投票しましょう。

投票のできる人

- 日本国民であること。
 - 満18歳以上であること。
(平成15年4月26日までに生まれた人)
 - 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所があること。
(令和3年1月7日までに転入届をした人)
- ※令和3年1月8日以降に転入された方は、転入前の市区町村へ行き投票を行うか、または、転入前の市区町村の選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、下諏訪町で不在者投票を行ってください。



投票するとき

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券をもってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できます。また、各投票所では、投票に支障がある方も安心して投票ができるよう、投票所の係員が対応いたしますのでお申し出ください。

期日前投票

投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行や用事などで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合
- 期日前投票の期間・場所
 - ・期間：4月9日(金)～4月24日(土)
 - ・時間：午前8時30分～午後8時
 - ・場所：下諏訪総合文化センター1階 ロビー

■期日前投票の方法

入場券裏面の宣誓書を記入し、期日前投票所に持参の上、係員の指示に従って投票してください。(印鑑は不要です)

不在者投票

仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要事項を記入の上、選挙管理委員会に請求してください。

■郵便等による不在者投票

身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所等における新型コロナウイルス感染症対策について

期日前投票所及び当日の投票所において、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液の設置、定期的な換気、パーティションの設置などを実施いたします。皆様におかれましても、マスクの着用など十分な感染防止対策の上、投票していただきますようお願いいたします。

※投票の際には、ご持参の鉛筆での投票も可能となっておりますので、ぜひご活用ください。

■問い合わせ 下諏訪町選挙管理委員会事務局(下諏訪町 総務課内) 電話27-1111 (内線725・755)